

広域関東圏知的財産戦略本部メールマガジン

第7号 2007.7.27 <http://www.kanto-chizai.com/>

このメールマガジンは、購読を希望された方、広域関東圏知的財産戦略本部関係者、知的財産に係る企業・機関のご担当者、パテントソリューションフェアに出展申込された方、ご来場頂いた方に配信しております。

【目次】

- 1, 「パテントソリューションフェア2007」出展者募集中！（再掲）
- 2, 「中小企業総合展2007 in Tokyo」出展者募集中！
- 3, 平成19年度知的財産権制度説明会（実務者向け）開催について
- 4, 平成19年度知的財産権制度説明会（初心者向け）のご案内（再掲）
- 5, 日英・日米の特許審査ハイウェイ試行プログラムについて
- 6, お知らせ（2件）
- 7, 事務局メモ・・・「審査請求料全額返還は8月8日取下げ・放棄分まで」

1, 「パテントソリューションフェア2007」出展者募集中！

貴社が所有する特許技術の新製品の紹介や販路開拓、製品化・商品化のためのパートナー探しをしませんか！！

今年も、11月28日（水）から30日（金）までの3日間、関東経済産業局と特許庁では、東京ビッグサイトにて、特許技術の展示をメインとした「パテントソリューションフェア2007」を開催します！

今、知的財産を活用した事業展開に意欲のある企業の出展を募集しています！
出展料は無料。

締切は8月21日（火）。

お申込はお早めに！

名称：パテントソリューションフェア2007
公式ホームページ <http://www.psf2007.com/>

日時：平成19年11月28日（水）～11月30日（金）
午前10時～午後5時（最終日は午後4時半まで）

会場：東京国際展示場（東京ビッグサイト） 東展示5ホール
東京都江東区有明3-21-1

主催：特許庁、関東経済産業局、広域関東圏知的財産戦略本部

出展料：無料

申込方法：「出展申込書」と「添付資料」を郵送にてお申込ください。

申込締切：平成19年8月21日（火）必着

「出展申込書」等、詳細については、上記公式ホームページをご覧ください。

2 , 「中小企業総合展 2007 in Tokyo」出展者募集中！

中小企業の新商品・新技術等の販路や業務提携先の開拓の支援を目的とした日本最大級の中小企業ビジネスマッチングイベント「中小企業総合展 2007 in Tokyo」が10月31日から3日間、東京ビッグサイト（東京都江東区）で開催されます。

現在、全国から広く出展者を募集しておりますので、意欲ある中小企業の方々からの多数の応募をお待ちしております。

会 期 : 平成19年10月31日（水）～11月2日（金）

募集期間 : 8月1日（水）まで

出展料 : 1小間 52,500円（消費税等込）

主 催 : (独)中小企業基盤整備機構

共 催 : 中小企業庁・関東経済産業局

お問い合わせ先 : 中小企業総合展事務局（電話）03 - 3524 - 4668

出展募集要綱・出展申込書等詳細についてはこちらをご覧ください

<http://sougouten.smrj.go.jp/>

3 , 平成19年度知的財産権制度説明会（実務者向け）開催について

知的財産権業務に携わっているの方々を対象に、実務上必須ともいえる知的財産権に関する制度についての説明会を、全国15都市で開催いたします。管内では東京・埼玉・神奈川・静岡の4箇所で開催されます。

申込受付 : 開催日の2ヶ月前から開催日前日まで

参加費 : 無料

主 催 : 特許庁、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局

詳細はこちらをご覧ください

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h19_jitumusya.htm

4 , 平成19年度知的財産権制度説明会（初心者向け）のご案内（再掲）

知的財産権についてこれから学びたい方等、初心者レベルの方を対象にした知的財産権に関する「初心者向け説明会」を、全国47都道府県で行います。参加費は無料ですので、この機会に奮ってご参加ください。

説明会開催時間 : 13時30分～17時00分

講 師 : 特許庁 産業財産権専門官

主 催 : 特許庁、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局

【管内の今後開催される説明会日程】

7月31日（火） ソニックシティホール（埼玉県）

8月 1日(水) ホテルレイクビュー水戸(茨城県)
8月22日(水) ホテルプラザ菜の花(千葉県)
8月28日(火) メッセピア(新潟県)
8月29日(水) 高崎サンパレス(群馬県)
9月 3日(月) 川崎市産業振興会館(神奈川県)
9月 3日(月) グランシップ(静岡県)

お申込等詳細については

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h19_beginner.htm

5, 日英・日米の特許審査ハイウェイ試行プログラムについて

特許審査ハイウェイは、出願人の選択に応じて、第1国の特許庁で特許可能と判断された出願については、第2国の特許庁において簡易な手続きにより早期審査を受けることができるようにするものです。

このうち、日英間の特許審査ハイウェイ試行プログラムの申出の受付を、7月1日より開始しています。

また、日米間の特許審査ハイウェイ試行プログラムは平成18年7月から1年間の試行ということで行われてきましたが、平成19年7月3日から平成20年1月3日まで試行期間が延長されることになりました。

各庁における申出の詳細等についてはこちらをご覧ください

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/niti_ei_highway_program.htm

その他のイベント・セミナー情報についてはこちらをご覧ください

<http://www.kanto-chizai.com/cal/index.cgi>

6, お知らせ

(1)「夏休み子ども見学デー」が開催されます。

特許庁では『特許庁を体験しよう!』をテーマに、サイエンスショーや発明の審査体験ができる「夏休み子ども見学デー」が開催されます。

夏休みの思い出にぜひ遊びに来て下さい。

開催日 : 8月22日(水)・23日(木)

詳細についてはこちらをご覧ください

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/natuyasumi_kodomo.htm

他の官公庁においてもさまざまなプログラムを開催いたします。

他官公庁プログラムについてはこちらの文部科学省HPをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/06/07061420.htm

(2) 小売等役務商標の出願に関する「特例期間終了」のお知らせ

制度発足（平成19年4月1日）後3ヶ月間に出願された小売等役務商標が競合（商標と小売等役務のそれぞれが同じか似たもの）した場合は、同日に出願されたものとして扱う特例措置が設けられておりましたが、この措置の特例期間は平成19年7月2日をもって終了しました。

7月3日以降の出願からは、小売等役務の商標が競合する場合でも、通常通り出願日を基準として先後願の審査がされていますのでご注意ください。

小売等役務商標制度についての詳細はこちらをご覧ください

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_kouri_top.htm

7、審査請求料全額返還は8月8日取下げ・放棄分まで

「審査請求料返還制度」とは審査請求を行った特許出願について、審査開始前の出願を取下げ又は放棄から6ヶ月以内に返還請求をすると、納付した審査請求料の1/2を返還する制度です。

このうち、平成18年8月9日から平成19年8月8日までに審査開始前の出願を取下げ又は放棄した場合に限り、納付した審査請求料の全額を返還します。

全額キャッシュバックの期間は残りわずかです。お早めに審査請求済みの特許出願について権利化の必要性を再検討し、8月8日（水）までに手続きして頂くことをおすすめ致します。

8月9日（木）以降の審査開始前の出願を取下げ又は放棄した場合の返還請求については、従来通り1/2の返還となりますのでご注意ください。

審査請求料返還制度についての詳細はこちらをご覧ください

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/henkan.htm>

購読希望・アドレス変更・配信停止・ご意見等ございましたらこちらへ

E-mail : kanto-chizai@meti.go.jp

【 発行元・問い合わせ先 】

広域関東圏知的財産戦略本部（関東経済産業局・特許室）

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館9階

TEL：048-600-0239 FAX：048-601-1303

URL：<http://www.kanto-chizai.com/>

E-mail：kanto-chizai@meti.go.jp